

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 15 日

甲府地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 竹 内 大 輔

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 4 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 9 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 甲府地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 9 日 午前 10 時 00 分 場 所 甲府地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 19 日 午前 9 時 30 分から 令和 7 年 9 月 24 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和6年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	10,950,000 8,760,000	一括	2,190,000	115,124	不明
1	1,130,000				
2	9,820,000				
備考					



物 件 目 録

1 所 在 北杜市長坂町富岡字富岡
地 番 100 番 2
地 目 宅地
地 積 331.67 平方メートル

2 所 在 北杜市長坂町富岡字富岡 100 番地 2
家屋 番号 100 番 2
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 57.96 平方メートル
2 階 59.62 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 4 月 7 日

甲府地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 竹 内 大 輔

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

B が占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地（地番 99 番 2, 101 番及び 99 番 1）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 北杜市長坂町富岡字富岡
地 番 100 番 2
地 目 宅地
地 積 331.67 平方メートル
- 2 所 在 北杜市長坂町富岡字富岡 100 番地 2
家屋 番号 100 番 2
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 57.96 平方メートル
2 階 59.62 平方メートル



令和 6年(ケ)第 92号
令和 6年10月 7日受理
令和 6年12月17日提出

現況調査報告書

甲府地方裁判所

執行官 樋口 昌樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 北杜市長坂町富岡字富岡
 地 番 100 番 2
 地 目 宅地
 地 積 331.67 平方メートル

- 2 所 在 北杜市長坂町富岡字富岡 100 番地 2
 家屋 番号 100 番 2
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 57.96 平方メートル
 2 階 59.62 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	「（住居表示未実施）」		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり（概ね） ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を 居宅（空家） として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件 2 関係)			
占有範囲		☒ 全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ☒ B	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☐ 関係人(☐ () ☐ ())の陳述/ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占有開始時期		平成29年頃から	
最初の	契約日	平成29年頃	
契約等	期間	平成29年頃から ☐ 年 月 日まで 年間 ☒ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	平成29年頃から ☐ 年 月 日まで 年間	
契約等		☒ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☐ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☒ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 物件1について

物件1は、周囲にコンクリート擁壁が築造されているほか、隣地との境界に金属プレート及びプラスチック杭が1か所ずつ認められるものの、その他の地点には境界標等がなく、また金属プレート及びプラスチック杭は、コンクリート擁壁とは離れた位置に設置されている。

境界付近に構築された地物の長さを簡易計測すると、概ね公図のと通りの形状をしているものと認められる。

なお、物件1と申立外土地2との間には境界を示す地物がない。

2 物件2について

物件2の2階には、南側に洋室が3室あり、そのうちの一番西側の洋室内にはケージが置かれていたことから、この室内で犬を飼育していたものと思われる。

写真のとおり、キッチンの東側の壁面が破損しており、穴が開いている。

物件2は、いわゆるオール電化住宅である。

3 申立外土地

物件1は、道路側に鋸や杭がなく、写真のとおり金属プレートとコンクリート杭が各1か所存在するが、これだけでは公図を正確に現地に落とすことはできないため、隣接土地については境界が不明確なものとして処理した。

(1) 所在・地番 北杜市長坂町富岡字富岡99番2

現況地目 宅地

地 積 499.53㎡

所有者 C

調査の理由 物件1との境界が不明確である。

(2) 所在・地番 北杜市長坂町富岡字富岡101番

現況地目 宅地

地 積 414㎡

所有者 D

調査の理由 物件1との境界が不明確である。

(3) 所在・地番 北杜市長坂町富岡字富岡99番1

現況地目 宅地

地 積 158.00㎡

所有者 D

調査の理由 物件1との境界が不明確である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

物件2の占有について

物件2は、予備調査で臨場した際、郵便受けに債務者兼所有者宛ての北杜市上下水道局からの郵便物があつたことから、物件2は、債務者が居宅（空家）として占有している可能性が高いものと考えていた。

しかし、物件2を解錠して室内に立ち入ったところ、「給水設備の所有者・使用者変更届」の書式があり、文書として未作成状態ではあるものの、「新」にB、「旧」に「A」と鉛筆書きされていた。

物件2の居室内部には、B宛ての郵便物、健康保険証、銀行預金通帳などが残置されており、室内にはA宛ての文書類が見当たらなかった。また、B以外の者に宛てた文書が残置されていたが、健康保険証を確認したところ、それらB以外の者は、Bの子であることが確認できた。

また、物件2内の占有調査の結果、残置されていた手紙や文書類のうち、日付が記載されている文書類の中で最も古い日付が平成29年10月9日となっていた。

この調査結果を受け、Aに対し、占有照会を行ったが、回答期限（令和6年12月12日（木）必着）までに何ら回答がない。占有照会において、回答がない場合には、「平成29年頃から、Bが、期限の定めのない使用借に基づき物件2を占有している。」と認める旨を付記している。

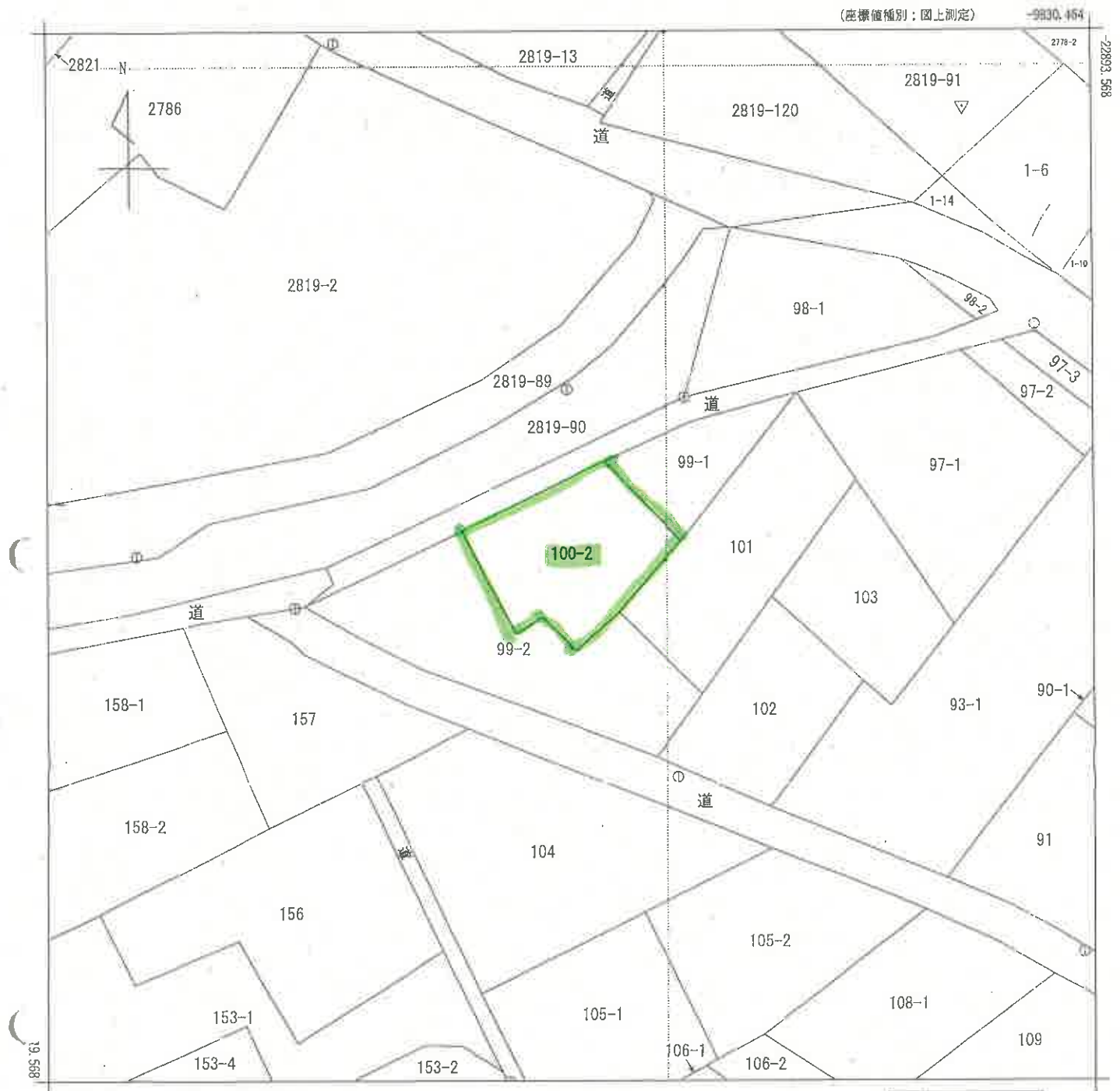
Aが本件物件1を売買によって取得し、物件2を新築したのは平成29年であるため、Bは、新築当初から物件2を居宅として使用し、占有していたものと思われる。

以上のとおり、物件2は、平成29年頃から、Aを使用貸主、Bを使用借主として、Bが動産類を残置し、居宅（空家）として占有しているものと判断した。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年10月10日 (木) : - :	当庁	甲府地方法務局韮崎出張所に宛て登記等交付請求書送付(84円, 10月17日物件登記を除き到着180円)
令和6年10月11日 (金) 15:00-16:10	物件所在地	現地確認, 簡易計測, 占有調査
令和6年10月25日 (金) 9:00-9:25	甲府地方法務局韮崎出張所	物件登記取得(他事件臨場途中につき旅費請求せず)
令和6年11月5日 (火) : - :	当庁	A宛て物件の占有, 鍵の借出し等の可否照会(11月22日期限, 回答なし。110円+110円)
令和6年12月3日 (火) 12:30-15:00	物件所在地	現況調査
令和6年12月5日 (木) : - :	当庁	現況調査結果を受けた占有照会(110円+110円, 12月12日期限, 回答なし。)
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和 6年12月 3日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 E を立ち合わせ, 技術者により解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ■ 令和 6年12月 3日 評価人同行		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり



-9955.464 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

長坂町富岡

請 求 部 分	所 在 北杜市長坂町富岡字富岡					地 番 100番2				
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分	乙一	座 標 系 番 号 又 は 記 号	VIII	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年8月23日

甲府地方方法務局韮崎出張所

登記官

請求番号：8-1

(1/1)

(7 枚目)

登記年月日：平成29年5月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年8月23日 甲府地方裁判所 藤岡出張所

登記官

(㊞ 枚目)

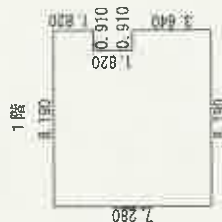
A4判に縮小

建築物平面図
各階平面図

家屋番号
100番2

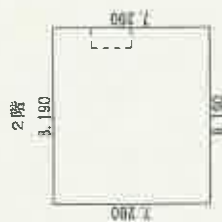
建物の所在
北杜市長坂町富岡字富岡100番地2

各階平面図



求積表

8.190×3.640	=	29.811600
7.280×3.640	=	26.499200
0.910×1.820	=	1.656200
合計		57.967000
床面積		57.96 m ²



求積表

8.190×7.280	=	59.623200
合計		59.623200
床面積		59.62 m ²



作成者

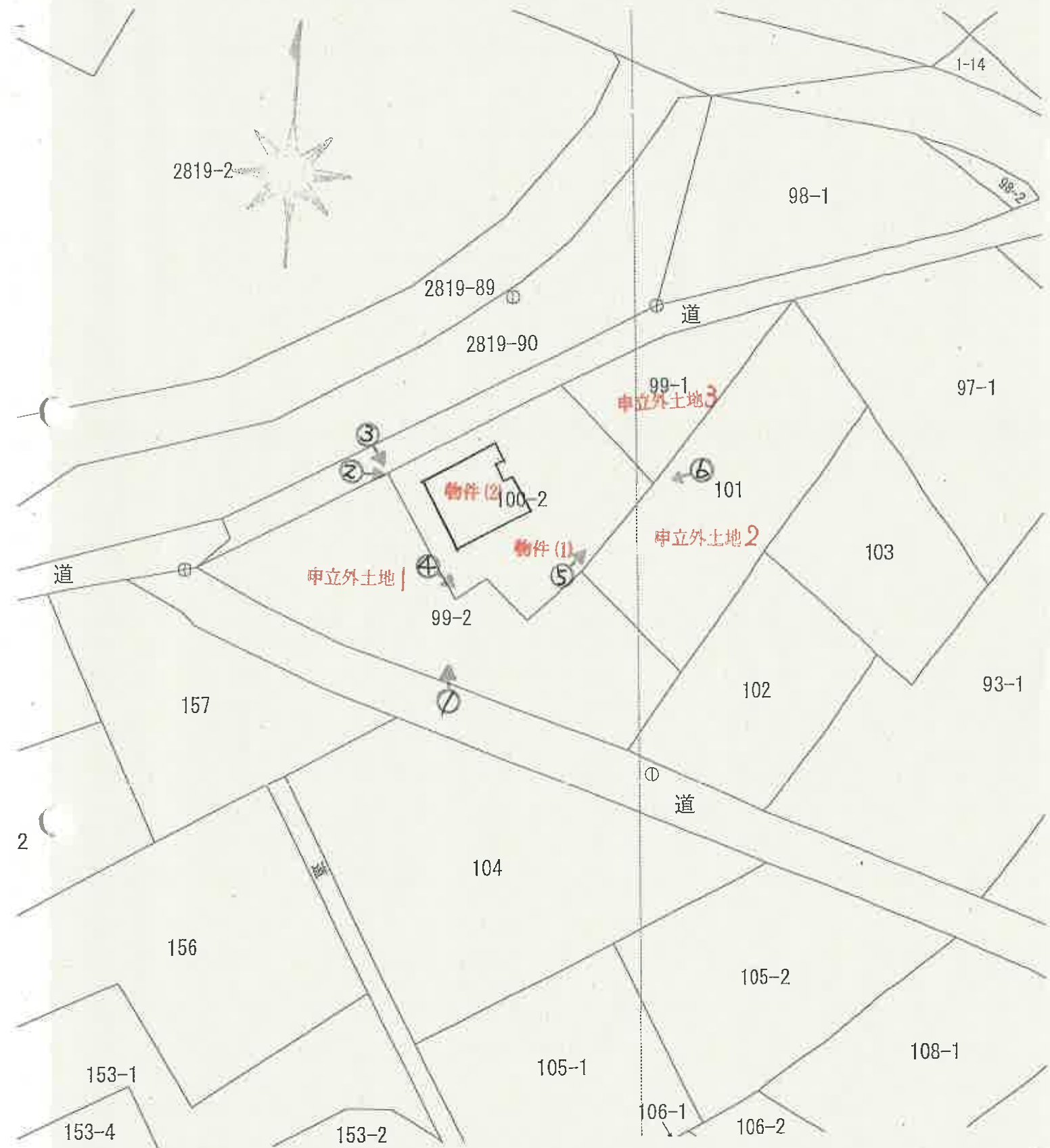
縮尺
250

申請人

縮尺
500

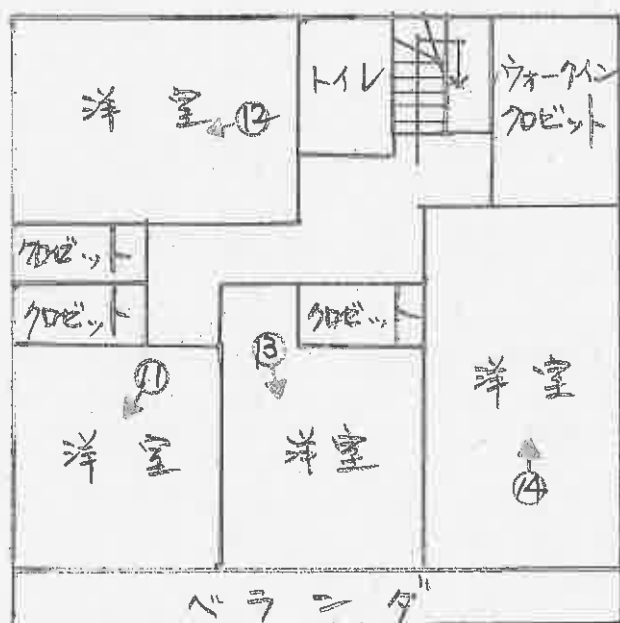
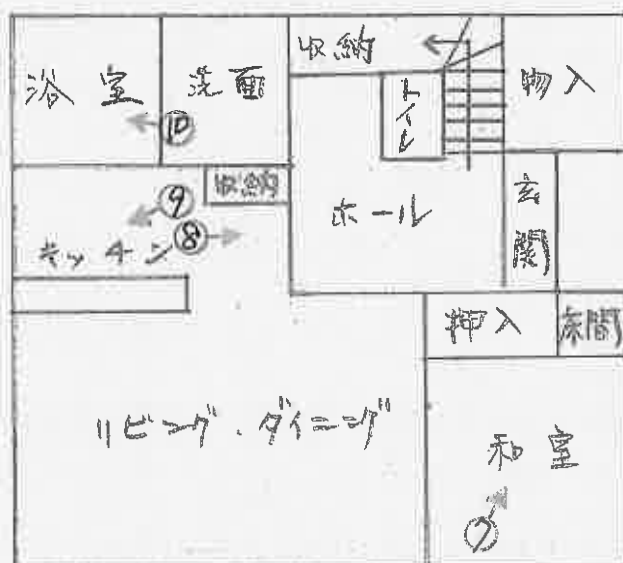
上海圖書館藏

①○は写真撮影位置、方向、写真番号を示す。



間 取 図

○は写真撮影位置、方向 写真番号を示す。





1



2



3

4



5



6





7



8



9

10



11



12



(14 枚目)

13



14



余白

令和 6 年（ケ）第 9 2 号
令和 6 年 1 2 月 3 日 現地調査
令和 6 年 1 2 月 2 6 日 評 価
評価番号（競）第 2 1 3 6 号

甲府地方裁判所 御中

（ 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

野 田 岳 志

第1 評価額

一括価格	
金10,950,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金1,130,000円
物件2（建物）	金9,820,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録に記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録に記載のとおり	
特 記 事 項			
・ 本件土地は、周知の埋蔵文化財の包蔵地には指定されていない。 ・ 物件1の土地は一部境界標があるものの、周囲の土地との境界が不明瞭である。 ・ 物件2の建物には使用借人が占有していると思われる家財道具、ゴミ等が置かれている。			

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

物 件 目 録

1 所 在 北杜市長坂町富岡字富岡
地 番 1.0.0番2
地 目 宅地
地 積 331.67平方メートル

2 所 在 北杜市長坂町富岡字富岡 1.0.0番地2
家屋 番号 1.0.0番2
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階 57.96平方メートル
2階 59.62平方メートル



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

(物件1)

位 置 ・ 交 通	J R 中央本線「日野春」駅から北西方へ道路距離で約500mに位置する。	
付 近 の 状 況	日野春駅に近い、一般住宅のほか事業所等もみられる地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 その他の規制	都市計画区域外 用途無指定 — — 北杜市まちづくり条例による田園集落区域に指定されており、10㎡以上の建物の建築等を行う場合には届出が必要であり高さ制限や建ぺい率、容積率等の建物の形態等の基準が設けられている。 北杜市景観条例による田園集落景観形成地域に指定されており、一定の行為について届出が必要である。
画 地 条 件	地 積：331.67㎡ 形 状：ほぼ台形地 間 口：約19m 奥 行：約17m 地 勢：画地内はおおむね平坦であるが、地域全体は起伏がある。標高は約600m。 接面道路との関係：中間画地	
接面道路の状況	北西側：幅員約3.2m舗装道路（法定外公共物）	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地及び庭先として利用している。	
供給処理施設	上水道：有り 下水道：有り 都市ガス：なし	
特 記 事 項	・ 本件土地は、周知の埋蔵文化財の包蔵地には指定されていない。 ・ 物件1と隣接地の境界は一部境界標があるものの、周囲の土地との境界が不明瞭である。	

2 建物の概況及び利用状況

(物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成29年5月15日 経過年数：約7年 経済的残存耐用年数：約30年
仕 様	構 造：木造かわらぶき2階建 屋 根：瓦葺 外 壁：サイディング 内 壁：ビニールクロスほか 天 井：ビニールクロスほか 床 ：フローリングほか 設 備：エコキュート
床面積（現況）	1階：57.96㎡ 2階：59.62㎡ 延：117.58㎡
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：現況調査報告書に記載のとおり
品 等	中位
保守管理の状態	建物の状態は経年相応であるが、使用借人のものと思われる家財道具やゴミが随所に置かれており、1階の台所の壁に穴が空いているなど破損もみられ、維持管理の状態は劣る。
建物の利用状況	使用借人が居宅として占有している。
特 記 事 項	・物件2の建物は、使用借人が占有していると思われる室内には家財道具やゴミ等が置かれている。 また、2階には犬を飼っていたと思われる痕跡がみられる。

第 5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 土地価格 (物件 1)

目的土地の建付地価格を求め、土地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	12,900	0.98	331.67	1.0	4,190,000

ア 標準画地価格

地価調査 基準地 北杜 (県) - 10

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $8,550\text{円}/\text{㎡} \times 99.5/100 \times 100/100 \times 100/66 \div 12,900\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：交通接近条件 - 10%
街路条件 + 5%
環境条件 - 30%

$(100\% - 10\%) \times (100\% + 5\%) \times (100\% - 30\%) \div 66\%$

イ 個別格差

やや不整形地 - 2%

$(100\% - 2\%) = 98\%$

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して現価率を求め、下記により建物価格を査定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	210,000	117.58	0.57	14,070,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量を採用

ウ 現価率：経過年数約7年、経済的残存耐用年数約30年、観察減価率30%と判断し、上記のとおり現価率を査定

$$\begin{aligned}
 & \frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\left(\frac{\text{30年}}{\text{観察減価率}} \right)} \div \left(\frac{\text{経過年数}}{\text{7年}} + \frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{30年}} \right) \\
 & \times \text{現価率} = 0.57
 \end{aligned}$$

※観察減価には中古不動産の市場性も含む

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1の土地について土地利用権等価格を控除し、物件2の建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。収益価格は、賃貸市場が形成されていないため採用しなかった。

使用借人による占有は買受人に対抗できないので占有減価は行わなかった。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ _ニ
1	4,190,000	法定地上権	0.55	2,300,000

イ：土地利用権等について

- ・物件2の建物の物件1の土地に対する土地利用権等価格は法定地上権が成立するものと判断し、土地利用権等価格割合を地域の慣行、課税上の割合、建物の構造等を考慮して査定し、土地利用権等価格を上記のとおり査定した。

② 評価額

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 ウ	市場性 減価 エ	競売 市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ _ニ
1	4,190,000	－2,300,000	1.0	1.0	0.6	1,130,000
6	14,070,000	＋2,300,000	1.0	1.0	0.6	9,820,000
一括価格（合計）						10,950,000

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第 6 参考価格資料

地価調査 北杜（県）－10

所 在：北杜市長坂町渋沢字下町969番1

価 格：8,550円／ m^2

位 置：日野春駅2.4km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：1,332 m^2

供給処理施設：水道 下水

接 面 街 路：東6m市道、北側道

用 途 指 定 等：都市計画区域外

地 域 の 概 要：大規模の農家住宅が建ち並ぶ既存の住宅地域

第 7 附属資料

◇位置図

◇地図写し

◇建物図面・各階平面図写し

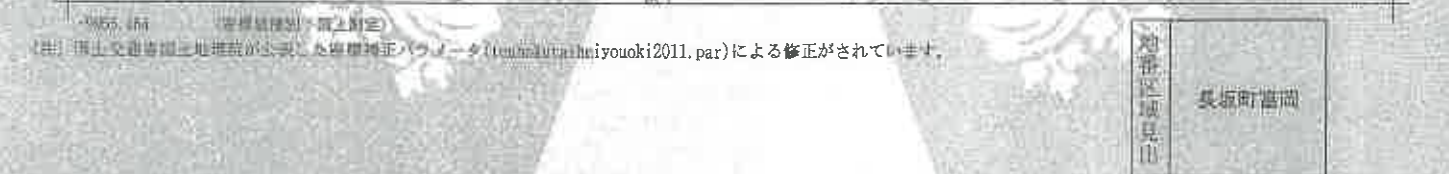
以 上

位置図



1 : 15,000 相当

地図上の1センチは 約 150 メートル
印刷中心は 東経 138度23分29秒 北緯 35度48分 6秒



測量 方法	所 在					地 番			
	北杜市長坂町富岡字富岡					100番2			
出 幅	刀 尺	1/500	精 度 区	区	標準系 番号 法面号	分類	地価(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成 年月日					調査 年月日 (年/月/日)			補正 年月日	

A3版をA4版に縮小

登記年月日 平成29年5月18日

これは図面に記録されている図面を正確に写したものである
令和6年8月23日 申請地方法務局登記部

各階平面図

100番地

所在地 北杜市長坂町通町字南目100番地2

建物図面
各階平面図



求積表

8,190 × 3,640	=	29,811,600
7,280 × 3,640	=	26,499,200
0,910 × 1,820	=	1,656,200

合計	57,967,000
床面積	57.96 m ²

2階



求積表

8,190 × 3,640	=	29,811,600
7,280 × 3,640	=	26,499,200

合計	56,310,800
床面積	56.31 m ²

物件2

作成者

住居主

配付

申請人

スケール 500

請求番号: 8-2

建物図面・各階平面図写し A3版をA4版に縮小